

I 2022年の予定カレンダー

時期未定(上半期)	2022年2Q	2022年1Q
	<p>4月1日…【社会】日本・成年年齢を18歳に引下げ</p> <p>4月1日…【経済】改正育児・介護休業法が順次施行、有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和</p> <p>4月…【政治】フランス大統領選挙(第1回…4/10、第2回…4/24)</p> <p>4月25日～5月8日…【経済】(環境)生物多様性条約第15回締約国会議第一部が中国・昆明で開催、ポスト2020生物多様性枠組」が採択予定</p> <p>5月15日…【社会】沖縄返還50周年</p>	<p>1月1日…【経済】地域的な包括経済連携(RCEP)協定が発効</p> <p>1月17日～21日…【経済】世界経済フォーラム年次大会(ダボス会議)</p> <p>2月…【経済】パウエルFRB議長が再任、ブレイナード理事が副議長へ昇格</p> <p>2月4日～20日…【社会】中国・北京冬季オリンピック競技大会開催</p> <p>3月上旬…【政治】中国全国人民代表大会大会</p> <p>3月9日…【政治】韓国大統領選挙</p> <p>3月4日～13日…【社会】中国・北京冬季パラリンピック競技大会開催</p>
	<p>IASBがのれんの会計処理に関するプロジェクトの方向性を決定</p>	<p>1月28日…IFRS9号「金融商品の適用後レビュー」のコメント期限</p> <p>IASB「経営者による説明」公開草案へのコメントに対するフィードバック</p> <p>3月31日以後終了事業年度…監査基準の改訂の適用</p> <p>実務対応報告40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」の改正を決定?</p> <p>上半期…IASBが動的リスク管理に関するプロジェクトの方向性を決定</p>
<p>●監査基準改訂</p> <p>監査基準の改訂は、他の重要な項目と比較して、その重要性を考慮して行われる。また、2021年11月の「監査委員会報告書」の内容を改訂に反映させた。</p>	<p>1月1日以後開始事業年度…英国のスタンダード市場上場会社に対してTCFDの対応を示すア・エクスプレインベースでのTCFDへの対応を求める</p> <p>1月…EUタクソノミーの6つの環境保護目的のうち、気候変動に関する2つの目的の適用開始</p> <p>4月6日…英国の大企業、金融機関に対してTCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)に基づく気候関連の財務情報の開示を求める会社法規則の施行</p> <p>第1四半期予定…IASBの気候変動に関する開示基準の草案公表</p>	<p>1月1日以後開始事業年度…賃上げ税制を新制度に改組</p> <p>4月1日以後開始事業年度…連結納税制度がグループ通算制度に見直し</p> <p>4月1日以後の相続・贈与から…成年年齢の引下げに伴う相続・贈与税上の年齢要件の引下げ</p> <p>4月1日…在職老齢年金の見直しの施行</p> <p>4月1日…公的年金の75歳への繰り下げ支給が可能に</p> <p>5月1日…60～64歳の厚生年金加入者、国民年金任意加入者がiDeco加入可能に</p>
<p>6月予定…IASBの気候変動に関する開示基準最終化</p> <p>6月まで…ISSBにVRF、CDSBが統合</p> <p>6～7月…プライム市場上場会社はTCFDへの対応を開示したコーポレート・ガバナンス報告書(CG報告書)の提出(3月決算会社の場合)</p> <p>上半期?…ディスクロージャーワーキング・グループのとりまとめ</p> <p>上半期?…米国証券取引委員会(SEC)が企業の気候変動リスクに関する情報開示ルールを提案</p>	<p>1月31日…実質的支配者リスト制度の運用開始</p>	<p>4月1日…改正個人情報保護法の施行</p> <p>4月1日…改正民法(成年年齢の引下げ)の施行</p> <p>4月4日…東証の新市場区分/TOPiXの見直し</p> <p>5～6月頃?…消費者契約法(消費者の取消権、不当条項の見直しなど)、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」(消費者裁判手続特例法)(対象となる事案の範囲の見直しなど)の改正</p> <p>6月まで…改正公益通報者保護法の施行</p> <p>6～7月頃?…コーポレートガバナンス・コードの改訂(プライム市場上場会社向け原則等)に対応したコーポレート・ガバナンス報告書(CG報告書)の提出(3月決算会社の場合)</p>